

議会議案第1号

八尾市議会委員会条例の一部改正の件

八尾市議会委員会条例（昭和42年八尾市条例第23号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年3月27日提出

議会運営委員会委員長 松 本 剛

理 由

八尾市水道事業の大阪広域水道企業団への事業統合及び令和7年度組織機構の見直しに伴い、常任委員会の所管事項を改めるにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市議会委員会条例の一部を改正する条例

八尾市議会委員会条例（昭和42年八尾市条例第23号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 案
第1条 略 （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管事項） 第2条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管事項は、次のとおりとする。 （1） 略 （2） 建設産業常任委員会 6人 ア～エ 略 オ 水道局の所管に関する事項 カ 農業委員会の所管に関する事項 （3）～（5） 略 3 <u>前項第2号エの規定にかかわらず、教育委員会からその事務の一部について委任又は補助執行を受けている部分の所管は文教常任委員会の所管とする。</u> 第3条～第31条 略	第1条 略 （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管事項） 第2条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管事項は、次のとおりとする。 （1） 略 （2） 建設産業常任委員会 6人 ア～エ 略 オ 農業委員会の所管に関する事項 （3）～（5） 略 第3条～第31条 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。